

健康推進プランよこすか専門部会細則

(目的)

第1条 横須賀市健康増進計画、横須賀市食育推進計画及び横須賀市歯及び口腔の健康づくり推進計画の策定、改定、進行管理及び評価など必要な事項を検討するため、保健医療対策協議会（以下「協議会」という。）条例第6条の規定に基づき、健康推進プランよこすか専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 専門部会は、部会員10人以内をもって組織する。

2 部会員は、市民、医療関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、市職員及びその他市長が認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

3 部会員の任期は、2年とする。ただし、補欠部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第3条 専門部会に部会長を置き、部会員が互選する。

2 部会長は会務を総理し、会議の議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 専門部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 専門部会は、必要に応じて部会員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(傍聴)

第5条 専門部会の傍聴については、保健医療対策協議会一般傍聴実施要領の規定を準用する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、民生局健康部健康増進課において行う。

(その他)

第7条 この細則に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会の同意を得て協議会委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 20 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 3 項の規定にかかわらず、保健医療対策協議会条例の施行後初めて任命された部会員の任期は、平成 25 年 5 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この細則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。